

環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成 22 年 12 月 21 日（火）14:00～16:00
- 2 場所：ラッセホール 5 階サンフラワー
- 3 議題：
 - (1) 環境影響評価指針の改正について
 - (2) 平成 21 年度事後監視調査結果報告について
 - 一般国道 178 号余部道路事業
 - 淡路風力発電事業
 - 淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地事業
 - 東播都市計画道路 1.4.1 号東播磨南北道路事業
 - (3) その他
- 4 出席委員：山口会長、山中副会長、川井委員、北村委員、菅原委員、田中哲夫委員、田中みさ子委員、辻委員、中辻委員、中野委員、西村委員、服部委員、花田委員、別府委員、益田委員、室山委員、山下委員
- 5 兵庫県：環境担当部長
環境管理局長
環境影響評価室長、課長補佐兼審査係長他係員 2 名
自然環境課、大気課、水質課
- 6 事業者：兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所
関電エネルギー開発株式会社
- 7 傍聴者：1 名
- 8 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・資料 1 環境影響評価指針の改正について
 - ・資料 2 一般国道 178 号余部道路事後監視調査結果報告（平成 21 年度）
 - ・資料 3 淡路風力発電事業事後監視調査結果報告（平成 21 年度）
 - ・資料 4 淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地事後監視調査結果報告（平成 21 年度）
 - ・資料 5 東播磨南北道路事後監視調査結果報告（平成 21 年度）
 - ・資料 6 平成 21 年度以降に審査を行った事業の現状及び今後予想される事業について
- 9 議事概要

事務局が資料 1 により環境影響評価指針の改正について説明。

〔質疑〕

（委員）追加する外来生物という言葉は、どの環境要素においても同じであるのに、環境要素は、陸生植物、陸生動物、水生生物と分けられていることに違和感が

ある。また、侵略的外来種のイメージ図において、兵庫県ブラックリストと近隣自治体指定の外来生物とが重なっている種が無い。兵庫県境界付近の外来生物は、隣の府県と整合を取る必要があると思われるが、兵庫県のブラックリストのみで考えたら良いのか。

- (事務局) 陸生植物、陸生動物、水生生物の環境要素の分類については、以前からこのように分けられているものである。
- (委員) 陸生植物、陸生動物と分けられているのは、調査方法が全く異なるからであり、水生生物については、細かく見れば植物と動物とで違うのだけれど、一纏めにしたということである。また、外来生物については、外来植物、外来動物と分けなくても、分かるので一纏めにしている。
- (事務局) 侵略的外来種のイメージ図については、指針で注目すべき侵略的外来種として示したものである。侵略的外来種というリストはないので、兵庫県ブラックリスト、国の特定外来生物及び近隣自治体指定の外来生物を参考にしようということの意味している。これらのリストは重なる部分が出てくるので図では円を重ねて描いている。
- (委員) 図において、兵庫県ブラックリストのうち国や近隣自治体の円と重なっていない部分については、兵庫県独自の侵略的外来種と読める。
- (委員) 図で見る限り、兵庫県ブラックリストと近隣自治体指定の外来生物とが重なっている種は無いと読める。
- (委員) 国又は近隣自治体指定の外来生物と兵庫県ブラックリストが重なる部分が出てくると想定され、この図は誤解を招くので、図を削除し、兵庫県ブラックリストだけでなく国又は近隣自治体指定の外来生物も参考にするという文で記載すればどうか。
- (事務局) このイメージ図は、この場の議論のための参考資料として作成したものであり、指針の本文に盛り込むというものではない。
- (委員) 先ほどの質問は、兵庫県境界付近の外来生物を考えた場合に、近隣自治体指定の外来生物と整合を取る必要があるのではということである。また、ブラックリストというのは全国共通ではないのか。
- (委員) ブラックリストについては県が定めており、例えば、北海道で外来生物とされるものが兵庫県で外来生物になるとは限らないので、全国共通にはならない。兵庫県と近隣自治体のリストは若干異なることが考えられるが、指針の侵略的外来種では、兵庫県のブラックリストに含まれているものと近隣自治体が指定している外来生物のうち兵庫県内に移動の恐れのあるものを参考にしようということだと理解している。
- (委員) 指針の別表を参考に調査が行われることを考えると、ブラックリスト等にはどのような種があるのか、示す必要があると思うが、国や近隣自治体指定の外来生物とはどのような種か例示はあるのか。

- (事務局) 国や近隣自治体指定の外来生物については別添パンフレットのように具体的な種のリストを記載した資料が存在しているので、事業者に対しては、その資料を示し指導していきたい。
- (委員) 兵庫県ブラックリストの魚類の中にヤマメが挙げられており、地域によって遺伝的な組成が違うことから、他地域との交雑を防ぐ意味でブラックリストに挙げられていると考えるが、そういう意味からするとメダカ等の他の生物も同じである。ヤマメを挙げるならすべての生物を挙げなければならないと考える。確かに地域固有種への遺伝浸透を起こすかもしれないが、ヤマメによる他の淡水生物への大きな影響があるとは思わない。これをアセスメントの中に入れれば事業者は混乱すると思うので、見直した方が良い。
- (委員) このことは生物多様性の委員会の中で、検討すべきではないか。
- (事務局) 指針の改正案には、ブラックリスト等をベースに専門家の意見を参考にとり、表現にしており、具体的な種については、個々に扱っていきたい。
- (委員) 評価等における留意点について、生物多様性配慮指針を参考としており、生物多様性配慮指針には具体的な侵略的外来種の駆除事例も記載されているが、どこまで事業者に求めるのか。
- (事務局) どこまで求めるかは難しいものであるが、リスクの程度によっても異なると考えており、具体的な案件が出てきたら議論をお願いしたい。
- (委員) 生物多様性配慮指針の侵略的外来種への対策には、存在する侵略的外来種を駆除する対策だけでなく、侵略的外来種を拡げないというこれからの方向性も示している。

(指針の改正案について了承された)

事業者である兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所が資料2により一般国道178号余部道路事後監視調査結果報告(平成21年度)について説明。

[質疑]

- (委員) アケボノシュスランについて、植物園に移植したとのことであるが、工事により自生地を失ったのか。
- (事業者) 本事業の改変区域と重なったものは、現地での生育環境が失われるので移植を行った。
- (委員) 生物多様性の種の保存を考える場合に、自生地にできるだけ近く自然な場所で植物が生育できることを確保するのが本来ではないか。植物園で絶滅しかけている植物を確保することは大事なことであるが、そうすると絶滅しかけている植物は植物園等でしか生育できないことになるのではないか。
- (事業者) その通りであり、本事業においても、まず事業地内で移植する場所を確保し移植を行ったが、残念ながら上手くいかなかった。植物園については、当初、

危険分散のために用意していたものであるが、本事業の場合、植物園で対応することとなったものである。

(委員) 今後も植物園で対応するのか、それとも自然に近い場所への移植を再度実施する予定なのか。

(事業者) 移植先として植物園内を整備したわけではなく、植物園敷地内の林の中の一画を選定して移植したもので、特に人が手を加えない状況で植物を定着させている。このこともあり、モニタリング調査は通常3年だが6年行った。

(委員) 法面緑化について、種子播種作業の種子にウツギ、タニウツギ、ヤマハギを選んだ理由はあるのか。

(事業者) 法面緑化については、専門家と相談し計画したものであり、切土などの過酷な環境でも育ち易いこと、現地での種子採取を行い易いこと、切土における高木は道路管理上危険であるので低木であることから種子を選んでいる。

(委員) 平成21年度に動物に関する調査を行っているのか。

(事業者) 平成21年度は、移植を行った植物についてモニタリング調査を行っており、動物の調査は供用開始3年後に行う予定である。

事業者である関電エネルギー開発株式会社が資料3により淡路風力発電事業事後監視調査結果報告(平成21年度)について説明。

[質疑]

(委員) 植物の重要種について、その後の調査で別の種であることが判明したとのことであるが、環境影響評価時の標本を残しており確認したのか、それともその後の調査で調べたら別の種であったということか。

(事業者) 今年の夏に補完調査を実施したので、その調査結果及び環境影響評価時の標本を専門家に確認いただいて、別の種であることを確認した。

(委員) 調停に関する質問になるが、住民から建設中止を求める調停申請があり、結果、調停不成立とのことであるが、住宅との距離はどれくらい近いのか、また、今後どのように進めようとしているのか。

(事務局) 調停が打ち切りとなった後、県に対してもアセスの再実施を求める申入書が提出されている。現在は、県として精査している状況であるので、この場では平成21年度の報告に関する内容についてご意見をお願いしたい。

(委員) その話に関連し、調停になる前に審査会として何らかの貢献はできなかったのか。

(委員) 審査会としての答申を出した後に調停になっている。

(委員) そうであれば、当時としては想定外の出来事であり、想定できていたのであれば評価書で対応していたということか。

(委員) 想定できていたら評価書に反映しているはずである。

(事務局) 現在、事務局で情報を精査しているので、委員の方にはその結果について

その時の状況にもよるが次回の審査会場でご意見をお願いしたい。

事務局が資料4、5により淡路・東浦都市計画緑地1号あわじ石の寝屋緑地事後監視調査結果報告(平成21年度)、東播磨南北道路事後監視調査結果報告(平成21年度)について説明。

〔質疑〕

(委員) 東播磨南北道路の報告について、供用後の騒音調査結果は、環境影響評価時の予測値よりも低い値となっている。これは、部分供用であるので交通量が少ないことによるものであるのか、環境保全措置として設置した遮音壁の効果もあるのか知りたいのだが、騒音調査結果は、遮音壁のところで測った結果なのか。また、この遮音壁は元から設置予定だったのか。

(事務局) 事業者を確認し、後日報告させていただく。

(委員) 事後監視調査結果のデータを蓄積して、予測に対してどうであったのかを検討することは重要であるので、報告してほしい。

(事務局) 次回の審査会に報告させていただく。

(委員) あわじ石の寝屋緑地の報告について、動植物の調査結果を見ると調査年度によって結果に変動があるので、それぞれの専門家に確認した方が良い。

(事務局) ご意見を事業者へ伝えさせていただく。

事務局が資料6により平成21年度以降に審査を行った事業の現状及び今後予想される事業について説明。

〔質疑なし〕

以上